

「利根川水系渡良瀬川圏域河川整備計画(変更)(原案)」に関する意見募集について

群馬県では、おおむね20年間の具体的な河川整備の内容を定める「渡良瀬川圏域河川整備計画(変更)(原案)」について、地域の皆様からご意見を伺うため、パブリックコメント(県民意見募集)を開始します。

1. 計画変更の経緯

河川整備計画とは、河川法(第16条の2)に基づき河川管理者が定める法定計画です。群馬県では、平成24年に渡良瀬川圏域河川整備計画を策定しました。

今般、計画に位置付けた山田川や桐生川の整備が令和5年度までに完了したこと、圏域内の未改修区間で浸水被害が発生した箇所等の対策や、近年の頻発化・激甚化する気象災害へ対応するために、気候変動による影響を踏まえて現計画を変更するものです。



2. 県民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和7年2月21日(金)～令和7年3月22日(土) (必着。ただし、郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見提出対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体

(3) 提出方法

意見提出様式に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出

(4) 資料閲覧・配布場所

- ・ 県庁県土整備部河川課(20F北側)、県庁県民センター(2階北側)、各行政県税事務所、桐生土木事務所、桐生市都市整備部土木課、みどり市都市建設部建設課

※ いずれも、8:30～17:15(閉庁日除く)

- ・ インターネットを利用し、群馬県ホームページ(県民意見提出制度のページ)から、資料の閲覧やダウンロードが可能です。

【県HP:<https://www.pref.gunma.jp/page/686339.html>】

(5) 提出先・問合せ先

群馬県 県土整備部 河川課 河川企画係

(〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 電話027-226-3617)

(6) 結果の公表予定日

令和7年4月頃